

## 第1回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

### 1 日時

平成25年11月6日（水）午後5時30分から午後7時まで

### 2 場所

法務省10階入国管理局会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）難民認定制度に関する専門部会

小寺部会長，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，柳瀬委員，  
山本委員，渡邊委員

#### （2）法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，佐々木総務課長，丸山審判課長，山田警備  
課長，妹川難民認定室長 他

#### （3）オブザーバー

外務省，UNHCR駐日事務所

### 4 議事概要

法務省から，難民認定制度の運用状況等について説明を行うとともに，委員による協議を行った。委員から出された主な意見や質問は，以下のとおりであった。

- 難民該当性について，ブレイクダウンした基準はあるか。
- 迅速に処理するためには，申請の段階で処分基準等が明らかにされていることが前提になると考える。
- 国家機関以外の主体による迫害であっても，本国政府がこれを放置・助長している場合は，難民に該当すると考える。
- 在留配慮の在り方の問題は，退去強制手続における在留特別許可の問題と併せて議論する必要がある。
- 申請数の急激な増加について，どのような分析をしているのか。不法滞在者半減といった政策が要因なのか，ブローカー的な存在があるのか，申請者側の意識が変化し新しい形の庇護を求める人たちが増えているのか，国別の要因があるのか。
- UNHCRによるガイドラインや国際条約に基づく勧告は，日本の難民認定制度にどのように生かされているのか。
- 不認定となったケースには，申立て自体が難民の要件を満たしていないと判断さ

れたものと、申立ては難民の事由に該当するが迫害があったとは認定されなかったものがあると思われるが、実態を詳しく知りたい。

- 難民審査参与員制度の運用は、若干画一的に運用されてきた面があると考ええる。事案によって手続に軽重をつければ、もう少し効率的に運用できると考える。
- 再申請における申立て内容には、前回と同様の事由がある場合もあれば、それとは異なる事由が含まれている場合もあると思うが、それらの全てについていわゆる「手厚く」処理をしているということなのか、あるいは、それなりにめりはりをつけて処理をしているということなのか。